

# 住民税(市県民税)・国民健康保険税 申告書の手引き (令和6年度版)

住民税(市県民税)の申告は、住民税(市県民税)および国民健康保険税の算定や軽減のほか、所得証明、介護保険料、年金の受給など広範囲に影響する大切な手続きです。この手引きをよくお読みいただき、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得等を申告期間内に申告してください。

**【提出期間】 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)**

## 住民税(市県民税) 申告が不要な方

- 所得税の確定申告書(還付申告書を含む)を提出した方
- 年金・恩給などの公的年金等のみで、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受けない方
- 給与収入のみの方で、勤務先から市へ年末調整済みの「給与支払報告書」が提出されている方
- 前年中に収入がなく市内の親族の扶養となっている方

※ 収入がなかった方でも申告がないと、**国民健康保険の加入者は、国民健康保険税の『低所得者に対する軽減措置』が受けられない場合があります。**また、公営住宅、児童扶養手当、医療費助成、金融機関などへの各種申請等に必要な所得(課税)証明の交付ができません。

## 申告に必要なもの

- 令和5年中(令和5年1月1日～令和5年12月31日)の所得が分かるもの
  - ・ 給与、年金の源泉徴収票
  - ・ 営業、農業、不動産所得のある方は収支内訳書など、その他収入・必要経費の分かるもの ……など
  - ※ 農業で売上のある人は「JAの農産物販売証明書」や「市場の仕切書」「領収書」等販売額のわかるもの ……など
  - ※ 郵送の場合は、収支内訳書を添付してください。
  - 後日確認のため資料提供を依頼する場合がありますため、収入・経費が分かるものは保管をお願いします。
- 申告する方の個人番号及び本人確認ができるもの(郵送の場合は、コピーを添付)
  - 本人の「個人番号カード」または「個人番号通知カード及び運転免許証などの身分証明書」など
  - ※ 代理の場合は、代理人の方の本人確認ができるもの。また、被扶養者の個人番号も記載が必要です。
- 各種控除を受けるための書類 (※2ページ以降⑬～⑰を参照)
  - ・ 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等、小規模企業共済等掛金の支払証明書
  - ・ 医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書及び医療費通知(医療費明細書に記入した場合)
  - ・ その他、各種控除の支払金額・適用条件など確認ができる領収書・証明書 ……など

## 申告書の書き方

- 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの分について計算し記入してください。

### 【手順1】 収入金額(ア～シ)、所得金額(①～⑱)を記入する <申告書のおもて面>

◇収入金額・・・前年中に収入することが確定した金額です。給料、配当、外交員報酬、講演料、公的年金等、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額を記入してください。

**※新型コロナウイルスの影響や、物価高騰に関連して、個人事業主や農業者の方が国や県、または市から支給された給付金等で課税対象となるものは申告をお願いします。**

※下記表中の、カタカナ(ア～シ)及び丸数字は申告書用紙の各項目記載箇所に対応しています。

所得の種類	内容
① 営業等	・ 商工業、サービス業などの営業から生ずる所得のほか、自由職業(作家・画家・外交員・ホステス等)や漁業などから生ずる所得 【収入金額(ア)ー必要経費】
② 農業	・ 米・麦・花・果樹などの栽培、農作物の生産、牧畜などから生ずる所得 【収入金額(イ)ー必要経費】
③ 不動産	・ 貸家、マンション、アパート、地代(宅地・駐車場・小作料等) 【収入金額(ウ)ー必要経費】
④ 利子	・ 公社債、預貯金の利子で源泉徴収されてないもの 【収入金額(エ)】
⑤ 配当	・ 株式配当、出資配当、剰余金の分配(申告により配当割額控除が受けられることがあります) 【収入金額(オ)ーその元本取得に要した負債の利子】
⑥ 給与	・ 給料、賃金、賞与などの収入 【収入金額(カ)から給与所得を速算表により求める】 源泉徴収票がない場合は申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください
⑦～⑨ 雑	⑦ 公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金等) 【収入金額(キ)から年金所得を速算表により求める】 ⑧ 業務(副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの) 【収入金額(ク)ー必要経費】 ⑨ その他(著述家以外の人の原稿料、講演料等) 【収入金額(ケ)ー必要経費】
⑩ 総合譲渡・一時	・ 機械や金地金などを譲渡したことによる所得 短期譲渡(保有期間が5年以内の資産の譲渡) 【収入金額(コ)ー取得費用等ー特別控除額】 長期譲渡(保有期間が5年を超えるの資産の譲渡) 【(収入金額(サ)ー取得費用等ー特別控除額)×0.5】 ・ 生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金など 【(収入金額(シ)ー経費ー特別控除額)×0.5】

※事業所得(①、②)がある方は、帳簿の作成及び一定期間の保存が義務付けられていますのでご注意ください。

◇給与所得金額の速算表

給与等の収入金額合計	給与所得の金額
～ 550,999円	所得 0円
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切り捨て) (A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	…算出金額(A) (A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円

◇公的年金等の雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和34年1月2日 以降に生まれた方	～ 1,300,000円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,001円～4,100,000円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,001円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳以上 昭和34年1月1日 以前に生まれた方	～ 3,300,000円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,001円～4,100,000円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,001円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

◆所得金額調整控除 ……以下に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除が控除されます

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当

ア 本人が特別障害 イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

【計算】(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% = 控除額

※給与等の収入が1,000万円を超える場合は1,000万円

②給与収入と公的年金等の両方を有し、合計金額が10万円を超える

【計算】(給与所得+公的年金に係る雑所得金額) - 10万円 = 控除額

※控除金額上限10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します

【手順2】 所得から差し引かれる金額・事項(控除) <申告書のおもて面>

控除の種類	控除の内容	控除額																					
⑬ 社会保険料控除	・支払った保険料(国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料等)の額	支払保険料の全額 【証明書添付】																					
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	・小規模企業共済掛金や確定拠出年金法に基づく加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払額	支払保険料の全額 【証明書添付】																					
⑮ 生命保険料控除	・生命保険料や介護医療保険料、個人年金保険料の支払いがある場合	(A+B) + (C+D) + E ※合計控除限度額 70,000円  【証明書添付】																					
	控除額計算表																						
	一般生命分・個人年金分・介護医療分毎に計算します。さらに、一般生命分と個人年金分は加入時期により旧制度(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)と新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に計算表が分かれます。																						
	旧制度		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>一般生命分控除額(A)</th> <th>個人年金分控除額(C)</th> <th>介護医療分控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td colspan="3">支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td colspan="3">支払保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td colspan="3">支払保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td colspan="3">一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	一般生命分控除額(A)	個人年金分控除額(C)	介護医療分控除額	15,000円以下	支払保険料等の全額			15,001～40,000円	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円			40,001～70,000円	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円			70,001円以上	一律 35,000円		
	支払った保険料		一般生命分控除額(A)	個人年金分控除額(C)	介護医療分控除額																		
15,000円以下	支払保険料等の全額																						
15,001～40,000円	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円																						
40,001～70,000円	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円																						
70,001円以上	一律 35,000円																						
新制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料</th> <th>一般生命分控除額(B)</th> <th>個人年金分控除額(D)</th> <th>介護医療分控除額(E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td colspan="3">支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td colspan="3">支払保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td colspan="3">支払保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td colspan="3">一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料	一般生命分控除額(B)	個人年金分控除額(D)	介護医療分控除額(E)	12,000円以下	支払保険料等の全額			12,001～32,000円	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円			32,001～56,000円	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円			56,001円以上	一律 28,000円				
支払った保険料	一般生命分控除額(B)	個人年金分控除額(D)	介護医療分控除額(E)																				
12,000円以下	支払保険料等の全額																						
12,001～32,000円	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円																						
32,001～56,000円	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円																						
56,001円以上	一律 28,000円																						
※注意	一般生命分や個人年金分で新・旧(制度)両方の控除額がある場合、新・旧(制度)の控除額を合計します。 (※この場合、A+B、C+Dそれぞれで限度額は28,000円です。ただし、旧制度のみによる控除額が28,000円を超える場合は、その控除額を適用します。)																						
⑯ 地震保険料控除	・地震保険料の支払額に応じて控除されますが、経過措置として平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約(契約期間10年以上、満期返戻金あり)等」においても下記のとおり控除額が適用されます。	A+B ※限度額25,000円  【証明書添付】																					
	控除額計算表																						
	「地震保険料」の支払額	控除額 A																					
	50,000円以下	支払保険料 × 1/2																					
	50,001円以上	一律 25,000円																					

⑯ 地震保険料控除	「旧長期損害保険料」の支払額		控除額 B		A+B ※限度額25,000円  【証明書添付】	
	5,000円以下		支払保険料の全額			
	5,001～15,000円		支払保険料×1/2+2,500円			
	15,001円以上		一律 10,000円			
【注意】一つの契約がA, Bいずれにも該当する場合は、どちらか一方のみを選択						
⑰ 寡婦控除	納税義務者の合計所得が500万円以下で、下記のいずれかに該当する方が対象 ①夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死が明らかでない方 ②夫と死別又は離別した後婚姻していない方で、扶養親族がある場合				260,000円	
⑱ ひとり親控除	納税義務者の合計所得が500万円以下で、婚姻歴・性別に関わらずひとり親(現に婚姻していない方、または配偶者の生死が明らかでない方)であり、合計所得が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない子を扶養する場合				300,000円	
⑲ 勤労学生控除	・本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下であってそのうち給与以外の所得が10万円以下の方				260,000円	
⑳ 障害者控除	・本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合				260,000円	
	・上記のうち、その障害者が特別障害者の場合				300,000円	
	・同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者の場合				530,000円	
	※「身体障害者手帳」等の交付を受けていない場合でも、年齢65歳以上で介護保険の要介護認定(要介護度1～5)を受けられた方は、障害者控除に該当する場合があります。 申告時に介護保険被保険者証もしくは、市福祉事務所が発行(☎34-1120)する「障害者控除対象者認定書」を提示、または提出していただく場合があります。					
㉑ 配偶者控除	・納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額(事業専従者を除く)が48万円以下であること。					
	配偶者控除の控除額	納税義務者の合計所得の金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額	
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)		
	配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
老人控除対象配偶者		38万円	26万円	13万円		
㉒ 配偶者特別控除	・納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、事業専従者でない配偶者の合計所得が48万円超え133万円以下の場合					
	※配偶者控除との併用はできません	配偶者特別控除の控除額	納税義務者の合計所得の金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超 1,550,000円以下
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円		1,550,000円超 1,600,000円以下
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超		
㉓ 扶養控除	・生計を一にする親族のうち、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の方(他の所得者の扶養親族とされている方、事業専従者を除く) ※年齢は令和5年12月31日現在					
	◇老人扶養	70歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の方			380,000円	
	◇同居老人扶養	70歳以上の扶養親族のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、かつ本人や配偶者と同居している方			450,000円	
	◇特定扶養	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれ)の方			450,000円	
	◇一般扶養	16歳以上(平成20年1月1日以前生まれ)で上記以外の方			330,000円	

16歳未満の扶養親族 (平成20年1月2日以後生まれ)	住民税(市県民税)の算定(非課税限度額の判定等)をする際に必要なため、「16歳未満の扶養家族」欄に氏名等を必ず記入してください。	
②④ 基礎控除	納税義務者の合計所得2,500万円以下の場合適用。 ◇ 合計所得金額 2,400万円以下 . . . (控除額) 430,000円 ◇ 合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下 . . . (控除額) 290,000円 ◇ 合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下 . . . (控除額) 150,000円	
②⑥ 雑損控除	・災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合 ※ A:(損失額-保険金等補てん額) - (総所得金額等×10%) B:災害関連支出費-5万円	AかBの多いほうの金額 【証明書添付】
②⑦ 医療費控除	・次の(1)または(2)に該当する場合 (いずれか一方を選択) (1) 一定額以上の医療費に支払がある場合 医療費-保険金等補てん額-(総所得金額の5%か10万円のいずれか低い額) (2) 12,000円を超える額のスイッチOTC医薬品を購入した場合  ※医療費明細書の作成について (1)の医療費控除又は(2)の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかの適用を受ける場合は、領収書の代わりに明細書を作成し、提出する必要があります。 配布する様式は確定申告用のものですが、住民税申告にも準用できますのでご使用ください。 ※(2)の医療費控除の特例を選択する場合は、別途明細書を送付しますのでご連絡ください。	(1) 控除額は左記計算式 ※限度額200万円  (2) 購入額-12,000円 ※限度額88,000円  【明細書添付】

**【手順3】 税額控除、その他事項について記入する <申告書のうら面>**

6 給与所得の内訳	給与所得のある人で、源泉徴収票が発行されていない人は記入してください。			
7 所得金額調整控除に関する事項	手引き2ページ目「◆所得金額調整控除」に記載している①に該当し、給与所得調整控除を適用する場合、要件A～ウに該当する方の氏名、住所等を記入してください。			
8 事業・不動産所得に関する事項	◇別途「収支内訳書」を提出してください。			
9 配当所得に関する事項	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得			
12 事業専従者に関する事項	生計を一にする配偶者やその他の15歳以上の親族で、6カ月を超える期間、事業に専従した方。ただし事業専従者として申告した場合は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象とすることはできません。  【控除額の計算】 次の①又は②の金額のいずれか低いほうの金額 ① 500,000円(配偶者の場合は860,000円) ② (事業所得+事業としての不動産所得+事業としての山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)			
13 事業税に関する事項	個人の事業税の納税義務者に該当する方は記入してください。			
14 別居の扶養親族等に関する事項	控除対象配偶者及び扶養親族のうち、令和6年1月1日現在四万十市に住んでいない人の住所、氏名等を記入してください。			
15 寄付金に関する事項	住民税(市県民税)で控除対象となるのは以下に該当する寄付金です。 (県民税分のみ控除の対象となるものもあります。)  <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市区町村などに対する寄附金(ふるさと納税)</li> <li>・日本赤十字社(高知県支部)に対する寄附金</li> <li>・高知県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・四万十市又は高知県が条例で指定した団体に対する寄附金</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣の指定する県内の国立大学法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の独立行政法人、地方独立行政法人に対する寄附金</li> <li>・県内の公益社団法人及び公益財団法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の学校法人に対する寄附金</li> <li>・県内の社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金 . . . など</li> </ul> </td> </tr> </table> ※控除を受けるためには、寄附を行った際に都道府県・市区町村・法人や団体等から受け取った寄附金受領証明書などを添付して税務署に所得税の確定申告をする必要があります。【所得税の確定申告を行う方は住民税(市県民税)の申告は不要です。】 また、学校法人や認定特定公益増進法人に対する寄附金で所轄庁などの発行した特定公益増進法人である旨の証明書(写し)の提出が必要になる場合があります。【証明書等添付】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市区町村などに対する寄附金(ふるさと納税)</li> <li>・日本赤十字社(高知県支部)に対する寄附金</li> <li>・高知県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・四万十市又は高知県が条例で指定した団体に対する寄附金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣の指定する県内の国立大学法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の独立行政法人、地方独立行政法人に対する寄附金</li> <li>・県内の公益社団法人及び公益財団法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の学校法人に対する寄附金</li> <li>・県内の社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金 . . . など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市区町村などに対する寄附金(ふるさと納税)</li> <li>・日本赤十字社(高知県支部)に対する寄附金</li> <li>・高知県共同募金会に対する寄附金</li> <li>・四万十市又は高知県が条例で指定した団体に対する寄附金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣の指定する県内の国立大学法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の独立行政法人、地方独立行政法人に対する寄附金</li> <li>・県内の公益社団法人及び公益財団法人等に対する寄附金</li> <li>・県内の学校法人に対する寄附金</li> <li>・県内の社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金 . . . など</li> </ul>			
16 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項	特定配当等に係る所得金額、特定株式譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割の控除を受ける場合は、各欄に金額を記入してください。(上記の配当・譲渡等の所得については、申告しないで特別徴収のままとすることもできます。)			

**分離課税について**

■ 令和5年中に次の所得があった場合は「分離課税用申告書」又は確定申告書の提出が必要ですのでご連絡ください。

分離譲渡所得	土地建物等の売却(国・地方公共団体の取用を含む)による所得
株式等に係る譲渡所得	株式の売却による所得(申告により株式等譲渡所得割額の控除が受けられる場合があります。)
先物取引に係る所得	商品先物取引や有価証券等先物取引に係る所得
山林所得	所有期間5年を超える山林を伐採して売却したり、立木のまま売却した所得

**提出・お問い合わせ先**

■ 記入いただいた申告書は、下記まで、郵送または提出をしてください。

【本庁】	税務課 市民税係	〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地 電話: 34-1112 (直通)
【総合支所】	西土佐住民分室	〒787-1601 四万十市西土佐江川崎2445番地2 電話: 52-1112 (直通)